

第5章 文化財の保存及び活用の基本的方策

(1) 弘前市全体に関する方針

① 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

城下町である弘前には、藩政時代からの町名や、小路・枡形などの街路形態、そして寺院街のたたずまいが残っています。

また、藩政時代以来の建造物が弘前城の周辺に多く残り、市内に広く点在しています。

近代以降も、明治・大正期の教会、宣教師館などの洋風建築、昭和期の鉄筋コンクリートなどが、城下町の東部分とその周辺の東南に延びて点在しています。これら現存の建造物を追っていくことで、藩政期以降、明治から昭和にかけての、町の拡張していった過程が分かります。

文化財建造物を取り囲むように、周りに建つ民家や店舗がその光景に合わせるように時代の流れを造る構成要素になり、藩政時代の和風建築と近現代の建築が混在している弘前独特の景観を造り上げてきました。

しかし、歴史的建造物は年毎に減少してきており、歴史的に形成されたまち並や街路などの歴史的な環境の減少も進んでいます。

こうした歴史的な環境を、地域の歴史や文化を凝縮した存在として大切に保護し、他の文化財ともども後世へ継承していくために、今までも行ってきた、藩政期以来の町名を紹介する「古町名標柱」の整備や、文化財周辺の環境整備など、所有者などとの連携を深めて、具体的な方策を検討します。

また、文化財への関心や、それを生んだ地域への愛着心を増幅させるためにも、文化財の持つ真の価値を損なうことなく新たな機能や用途を付加して活用を進めるとともに、案内板や説明板を計画的に設置していくなどの情報発信や、公開を含めた活用について検討します。

まち並み以外にも、藩政時代に生み出された伝統工芸や民俗芸能、祭礼行事などが、歴史的な変遷の中で、主に城下町を中心とする生活の場を主として育かれ、現在まで市内に広く残ってきました。

しかし、社会の急激な変化に伴って、後継者不足や行事の形態の省略化などといった問題が生じています。

このことから、伝承活動のすそ野を広めるためにも、さらに多くの人々の目に触れるような環境の整備を図る必要があります。用具の修理や伝承活動への支援を継続しながら、保存・伝承の観点からの発表の場を設けるなどを行って、郷土への関心や愛情を育成していき、後継者の確保へとつなげていくことを目指します。

指定文化財については、第1章(3)に示したとおりですが、個別の所有者や管

理者により、それぞれ保存・活用が図られています。

保存管理計画は史跡津軽氏城跡について策定されていますが、それ以外の文化財では策定されていません。今後、適切な保存管理を行う上でも必要なことから、可能な限り計画を作成することとし、それまでは、文化財保護法・青森県文化財保護条例・弘前市文化財保護条例などの法令等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導・助言をします。また、個別の文化財についても不断に調査・研究を行い、新たな価値付けを行った上で市民へ情報発信し、文化財への関心を高めてもらうようにします。

未指定の文化財は、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、市の文化財として指定する方針を立てます。

② 文化財の修理(整備を含む。)に関する方針

国・県指定の文化財は、専門員の文化財パトロールにより、破損状況等を確認しています。市指定の文化財は、定期的に文化財保護行政担当職員が見回り、必要に応じて所有者に聞き取りをするなどしています。

指定文化財の修理及び整備に当たっては、これまでと同様に、法令等に基づいて適宜関係機関と連携を図りながら実施しますが、その際には、事業補助を含めた支援も実施します。

復元や大規模修理の実施に当たっては、歴史的真正性を確保するため、学識経験者、行政、地元などからなる修理委員会を組織して指導助言を仰ぐとともに、必要に応じて外部の有識者等からの意見を得ながら実施します。同時に、資史料の詳細な調査を行い、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理及び整備を実施します。

なお、これまでも一般市民に指定文化財の修理中の工事現場を公開し、伝統的技法や修理用資材に対する市民の理解を深めてきましたが、今後も、適宜現場を公開する機会を設けて市民に情報発信していきます。

【重要文化財長勝寺本堂修理現場公開】



③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

弘前市には、登録博物館である市立博物館と展示施設が5施設ありますが、ほとんどは、専門的なスタッフが配置されていない、空調などの設備がないなど、保存・活用に適さない状況にあります。特に、民間の高照神社宝物殿は、重要文化財を2件、県指定文化財を4件、市指定文化財を10件収蔵していますが、施設の老朽化や専門的スタッフの配置がないこと、展示室、収蔵庫のスペースの不足などが問題となっています。

市立博物館は、弘前公園の南西部に位置し、弘前公園を訪れた人が足を運びやすい場所にあります。主として、藩政期以降の弘前の歴史について資料展示しており、また、文化財の保存管理やガイダンスの役割も担っています。特に、文化財の保存管理については、施設・設備の規模などから、市内の文化財の受け皿として機能しています。一方で、収蔵庫のスペース不足や施設そのものの老朽化（昭和52年開館）もあり、バリアフリー及び耐震対策のほか展示方法の検討など、よりよい環境での保存・活用を図るため、財政状況との調整を図りながら施設の改善計画を立て、課題解消に向けて具体的に着手していきます。

また、文化財保護課による文化財の調査等の結果が市立博物館の展示に直接的に反映される体制が整っていないため、今後は、他の施設間を含め、文化財に関する情報の共有と連携を図っていきます。

弘前の主要な文化財は、弘前公園の周辺に位置しており、弘前の文化が弘前城跡を中心とした空間で育まれたことを示しています。しかし、今まで弘前城についての歴史を資料展示している施設がなかったことから、便益施設を兼ねた文化財の保存・活用に資する利活用施設の設置を計画します。

施設整備に当たっては、発掘調査を実施し、地下遺構の有無を確認するとともに、確認された遺構についてはその保護を図る施設設計を行います。

各所に設置されたトイレについては、現位置での更新を図ることを基本とし、二の丸のトイレについては、利活用施設と一体的に整備を行うことを検討します。

休憩施設についても、高齢者や障害者等が休憩なしに歩ける距離の目安が200～400m程度とされていることから、追手門・四の丸北門・三の丸東門から300～500mに位置するところである二の丸内に、休憩所設置の検討を行います。

④ 文化財の周辺環境に関する方針

前述のとおり、弘前公園周辺は文化財の集中している地区であり、弘前固有の文化を象徴していると考えられます。しかしながら、現在の生活様式の変化は、景観にも大きな影響を与え、かつての城周りの景観は大きく変貌しています。

このため、弘前市都市景観条例や景観整備の方針である「都市景観ガイドプラン」の策定などにより、文化財と周囲の景観、環境との調和を図ってきました。

今後は、歴史的に形成されたまち並や景観を保存し活用を図るため、都市計画法や景観法等の活用により、街路の整備や電線類地中化、文化財への案内板の設置等の施設整備を行うなど、文化財の周辺環境の保全に努めます。

⑤ 文化財の防災に関する方針

文化財の適切な保存・活用のために、火災・震災などの災害に対する備えや防犯体制を整備する必要があります。特に、建造物は、大部分が木造であることから火災への対応が必然であり、所有者と協議して、法令等に基づいた適正な機器の設置や防災訓練等を行います。今まで、国指定文化財は、文化財防火デーに併せて防火訓練を市内2ヶ所で行い、地域の防災意識を高めてきましたが、所有者のみならず、広く防災意識を形成するためにも、所有者が組織している自営消防隊等と消防署とが連携した体制を整えていくよう指導します。

また、震災から指定文化財を守るために、所有者の協力を得て耐震調査を計画します。調査の結果を踏まえ、保存修理等との調整を図りながら耐震補強を行っていきます。

近年、全国的に文化財が傷つけられたり、焼失するなどの事件が立て続けに起きていますが、所有者・管理者等に対して、定期的な見回りや点検を呼びかけたり、防犯設備の設置について補助事業等の支援体制を強化していきます。

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

現在、ほとんどの指定文化財には、広く文化財に対する理解を得るため説明板を設置しており、また、『弘前の文化財』などの啓蒙的な冊子を頒布して市民への周知を図っています。史跡津軽氏城跡堀越城跡や平成20年度に国指定史跡を目指すための調査が終了した大森勝山遺跡などは、発掘現場を市民に公開して、その成果を積極的に発信しています。一般公開されていない指定文化財は、所有者と協議し、期間限定で公開するなどの今まで行っていなかった方法を模索し、活用を進めていきます。

有形文化財（建造物修理）については、文化財保護意識の普及を図るためにも、修理現場を公開していますが、今後も継続して公開していきます。



【大森勝山遺跡一般公開】



【堀越城跡一般公開】

なお、市町村合併に伴い、増加した指定文化財を旧市町村地区に隔てなく周知してもらうため、平成22年3月、新たに『弘前の文化財』を発行しました。

重要無形民俗文化財である「弘前のねふた」や「岩木山の登拝行事」は、祭礼行事という性格からも、参加者が多く、各町会などを中心として、現在まで後継者育成などが行われてきました。運行形態や、囃子の演奏などの伝承について、各団体とも意識が高く、地域を代表する祭礼行事として維持しています。

一方民俗芸能などの地域に密着して伝承されてきた文化財が、現在の社会状況の急速な変化で断絶の危機に瀕しています。今までも、民俗芸能の保存団体に用具修理や後継者育成事業など伝承活動への財政的な支援を行ってきましたが、今後は、民俗芸能を積極的に公開、情報発信する場を設けるための支援を行います。多くの市民の目に触れることで、その理解を深めてもらい、保存団体には、自分たちの地域で伝えてきた民俗芸能に対する誇りを喚起してもらい、また、後継者の確保と支援者の拡大に努めます。

⑦ 埋蔵文化財(史跡含む)の取り扱いに関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は、現在448箇所指定されています。時代は、旧石器時代から、縄文時代、弥生時代、奈良時代・平安時代・中世・近世にわたり、また、種別も集落跡、城館跡、窯跡、庭園跡など多種多様となっています。城下町である弘前では、今後も近世期の遺跡が発見されることが考えられます。文献資料などの調査を含め試掘・確認調査等の現地調査を行い、遺跡の性格や内容を把握して、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを検討します。これらの中で、史跡指定を受けているものは、国史跡の津軽氏城跡及び大森勝山遺跡並びに市指定史跡の革秀寺境内及び吉田松陰来遊の地の4件となっています。津軽氏城跡は、市内では堀越城跡と弘前城跡が所在し、弘前城跡は、さらに、弘前城と長勝寺構、新寺構の3ヶ所で構成されています。

埋蔵文化財の取扱いは、現状保存を基本に、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には、文化財保護法に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図ります。

また、出土遺物については、青森県教育委員会が定める「出土品の取扱基準」により適正に保管・管理及び活用します。

国指定の場合は文化財保護法、県指定史跡（現在、指定なし）の場合は、青森県文化財保護条例、市指定史跡の場合には弘前市文化財保護条例などに基づき、適正な保護を図ります。

中でも、史跡津軽氏城跡は、『史跡津軽氏城跡保存管理計画策定報告書』に基づき、史跡の保存・整備・活用を図ることとしますが、整備・活用に当たっては、整備計画を策定した上で、文化庁並びに青森県教育委員会と連携して行うものと

します。

⑧ 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

弘前市における文化財の保存・活用に関する体制は、教育委員会内の文化財保護課が主に担当していますが、各事業に伴う専門的な事項は、表のとおり、弘前市文化財保護審議会など各種審議会や委員会を設置し、助言・指導を受けています。

また、庁内の体制としても、現在、弘前城跡について市長部局の公園緑地課と連携しているように、全庁的に関係部局が相互に補完しながら、文化財の保存・活用を行っていきます。

表【審議会・委員会の設置状況】

名称	委員数	専門分野別人数	根拠法令等
弘前市文化財審議委員会	9	歴史(1)考古(1)美術(2)自然(2) 建築(1)民俗(1)全般(1)	弘前市文化財保護条例
弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会	11	歴史(1)建築(1)地域住民(5) 民俗(1)関係行政(3)	弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例
史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会	8	歴史(2)建築(1)考古(1)城郭(2) 観光(1)議会(1)	史跡津軽氏城跡(弘前城跡)整備計画策定委員会設置要領
弘前城跡本丸石垣修理委員会	7	歴史(2)城郭(3)考古(1)耐震(1)	弘前城跡本丸石垣修理委員会設置要領

⑨ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

弘前市には、文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体として、文化財の所有者（保持者）によって組織された団体があります。

重要文化財（建造物）の適正な維持管理を目的として、重要文化財の所有者又は管理者によって、重要文化財所有者連絡協議会が組織されていますが、教育委員会の文化財保護課が事務局として、文化財所有者の意見交換や各研修のコーディネートを行っています。今後も文化財の適正な維持管理のため、情報の共有や研修の企画などを協議会と協働で計画していきます。

また、伝統的建造物群保存地区では、地区住民が弘前市仲町伝統的建造物群保存会を組織し、住民の立場からまち並みの維持管理と保存に努めています。近年、保存会の会員の減少及び高齢化、さらには、地域住民同士のつながりが希薄になってきたことなどから、まち並みの保全に関わる人材が減少してきています。このことから、今後、まち並み保存に関わる人材の育成を保存会と協働で計画していきます。

また、各地域の民俗芸能や伝統行事を保存・伝承している団体も、19団体あります。これらの団体も、地域社会の高齢化等により後継者不足の問題に直面していますが、⑥で前述したように後継者の確保を図っていきます。

現在、観光ボランティアガイドが市内に1団体あります。主として、弘前公園に関するガイドを観光客に対して行っています。

（2）重点区域に関する具体的な計画

① 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

弘前市では、指定文化財のうち、国指定 77%、県指定 79%、市指定 61%、全体で 65%が重点区域内に存在しています。建造物については、国指定で 85%、県指定で 93%、市指定が 58%、全体では 81%が重点区域内に存在しています。これら集中的に存在する文化財の保存・活用が、当市の歴史的風致の根幹となるため、計画的に修理及び整備を行います。

これまでは、維持・保存を中心とした整備をしてきたもので、文化財全般の保存活用方針等は作成されておらず、指定物件ごとの整備計画も具体的な記述はしていません。

今後は、現状を踏まえた上で所有者と協議しながら、活用を考えた整備を図っていきます。

また、文化財の保存・活用を行う際に、修理や整備といった現状変更等を伴うものは、文化庁等関係機関と連携の上、文化財の調査・研究による歴史的な真正性を確保した適正な修理・整備を実施していきます。

未指定のものは、弘前市文化財審議委員会などの助言を仰ぎながら計画的に調査を進め、文化財としての価値付けが定まれば、指定して適切な保護を行います。

i) 記念物

重点区域内に、国指定の史跡が 1 件、市指定の史跡が 2 件存在しています。国登録文化財の記念物として、庭園が 2 件（揚亀園、旧菊池氏庭園（弘前明の星庭園））存在しています。

史跡津軽氏城跡弘前城跡については、保存管理計画に基づき、適切な保存・活用に努めます。

ii) 伝統的建造物群

国の重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けている弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、選定から 30 年が経過し、自家用車の普及など生活様式が大きく変化してきていることから、地区の実情をよく加味して、適切な修理・修景に努めます。

iii) 有形文化財(建造物)

歴史的建造物については、文化財の所在調査を行っています。

所在を確認し、写真で記録し、特徴のある間取りや建て方などについて平面図・立面図を作成し、重要な物件は、調査報告書を作成します。

解体予定の建物の中で、旧武家住宅3棟（旧伊東家住宅、旧梅田家住宅、旧笹森家住宅）及び洋風建築物1棟（日本基督教団弘前教会旧牧師館）は、解体するときに所有者から部材を譲り受けて保存し、うち旧武家住宅3棟（旧伊東家住宅・旧梅田家住宅・旧笹森家住宅）は、伝統的建造物群保存地区に移築し公開しています。解体部材については、保管庫を借りて保管しています。

文化財建造物の所有者は、市のほか、宗教法人、学校法人及び個人となっていますが、都市機能と文化財とが調和した景観及び歴史的文化遺産の保存と活用を検討します。

神社本殿や寺の本堂、教会などは、そのままの形で保存して使用され、洋風建築の一部は、貸し館や喫茶店に利用しているなど活用形態に幅がひろがってきており、今後は、現状を踏まえた状況で所有者と協議しながら、活用を考えた整備を図っていきます。

公開している建造物

平成29年4月14日現在

国指定文化財

指定区分	名称等	公開状況	所有者
重要文化財 建造物	弘前城 天守	公開（有料）	弘前市
	弘前城 二の丸辰巳櫓	外観のみ（無料）	弘前市
	二の丸未申櫓		
	二の丸丑寅櫓		
	二の丸南門		
	二の丸東門		
	三の丸追手門		
	北の郭北門（亀甲門）		
	三の丸東門	外観のみ（無料）	最勝院
	最勝院五重塔		
	長勝寺三門	外観のみ（無料）	長勝寺
	津軽家霊屋	公開（有料）	長勝寺
	環月臺、表門・玉垣		
	碧巖臺、表門・玉垣		
	明鏡臺、表門・玉垣		
	白雲臺、表門・玉垣		
	凌雲臺、表門・玉垣	外観のみ（無料）	弘前八幡宮
	弘前八幡宮 本殿 唐門		
	誓願寺山門	外観のみ（無料）	誓願寺
	津軽為信霊屋	公開（申込必要）	革秀寺
	革秀寺本堂	公開（無料）	革秀寺
	旧第五十九銀行本店本館	公開（有料）	（株）青森銀行
	石場家住宅	公開（有料）	個人
	弘前学院外人宣教師館	公開（無料）	（学）弘前学院
	旧弘前偕行社	改修のため平成29年 まで非公開	（学）弘前厚生学院
	岩木山神社 楼門 拝殿 本殿、奥門、端垣、中門	外観のみ（無料）	岩木山神社
	高照神社 本殿、中門、西軒廊、東軒廊、拝殿及び幣 殿、随神門、廟所拝殿、廟所門、津軽信政公墓	外観のみ（無料）	高照神社、個人
	東照宮本殿	外観のみ（無料）	弘前市
	熊野奥照神社本殿	外観のみ（無料）	熊野奥照神社
	長勝寺御影堂	非公開	長勝寺
長勝寺本堂	公開（有料）	長勝寺	
庫裏	公開（有料）		
旧弘前藩諸士住宅	公開（無料）	弘前市	

県指定文化財

県重要 建造物	久祥院殿位牌堂	公開（無料）	隣松寺
	三尊仏及びその厨子堂	公開（有料）	長勝寺
	旧岩田家住宅	公開（無料）	弘前市
	旧東奥義塾外人教師館	公開（無料）	弘前市
	旧弘前市立図書館	公開（無料）	弘前市
	日本聖公会弘前昇天教会 教会堂	公開（無料）	日本聖公会 弘前昇天教会
	巖鬼山神社本殿	外観のみ（無料）	巖鬼山神社
	旧青森県尋常中学校本館	公開（申込必要）	青森県
	日本基督教団弘前教会教会堂	公開（無料）	日本基督教団 弘前教会
	袋宮寺本堂	公開（申込必要）	袋宮寺
	円明寺本堂	公開（無料）	円明寺
	報恩寺本堂	公開（無料）	報恩寺
	本行寺護国堂	外観のみ（無料）	本行寺
	旧伊東家住宅	公開（無料）	弘前市
	岩木山神社社務所	外観のみ（無料）	岩木山神社
	熊野宮本殿 附 棟札三枚	外観のみ（無料）	熊野宮

市指定文化財

指 定 区 分	名 称 等	公開状況	所 有 者
建造物	黒門	外観のみ（無料）	長 勝 寺
	栄螺堂	外観のみ（無料）	蘭 庭 院
	揚亀園揚亀庵	公開（有料）	個 人
	乳井神社の五輪塔	公開（無料）	乳 井 神 社
	乳井神社社殿（旧毘沙門堂）	外観のみ（無料）	乳 井 神 社
	旧小山内家住宅	公開（無料）	弘 前 市
	旧青森銀行津軽支店	公開（無料）	弘 前 市
	旧藤田家住宅（太宰治学生時代の下宿）	公開（無料）	弘 前 市
	高照神社 文庫	外観のみ（無料）	高 照 神 社

国登録有形文化財

建造物	旧第八師団長官舎	公開（営業店舗）	弘 前 市
	旧藤田家別邸 洋館 和館 倉庫（匠館（旧考古館）） 冠木門及び両袖番屋	公開（有料）	弘 前 市
	旧弘前無尽社屋（三上ビル）	公開（営業店舗）	個 人
	木村産業研究所	公開（無料）	財 木 村 産 業 研 究
	旧制弘前高等学校外国人教師館	公開（営業店舗）	国 立 大 学 法 人 弘 前 大 学
	石場旅館	公開（無料）	個 人
	翠明荘（旧高谷家別邸） 洋館 日本館 奥座敷 土蔵 門 四阿	公開（営業店舗）	株 ム ジ コ ・ ク リ エ イ ト
	弘前市庁舎本館	公開（無料）	弘 前 市

iv) 美術工芸品

美術工芸品は、博物館等で展示・公開される機会も多く、市民や観光客の目にとまります。

絵画や彫刻は、現在老朽化や破損が見受けられることから、今まで、刀の修理以外の修理履歴はありませんでしたが、専門家等に調査や修理を依頼するなど、今後、適正な保存に努めます。

市では、修復が終わった美術工芸品などについては、所有者と協議の上、積極

的に公開をするよう働きかけていきます。

v) 民俗文化財・無形文化財

重点区域内には、重要無形民俗文化財の弘前のねふた、岩木山の登拝行事、青森県指定有形民俗文化財である高照神社奉納額絵馬、そして弘前市指定無形民俗文化財松森町津軽獅子舞があります。弘前のねふたや岩木山の登拝行事については、前述のとおり、参加している町会や各団体が、地域を代表する祭事や行事だという意識を強く持って後継者を育成しています。松森町津軽獅子舞は、保存会会員の高齢化が進んだことで、踊りの時間が長いものや、激しい踊りを行うことが少なくなり、結果、演目が減少したり、踊り方自体も変化してきています。用具の修理など、伝承活動への補助を行ってきましたが、今後は、過去に記録保存したVHSテープのデジタルメディアへの変換と、関係施設への配布などを通じて普及し、後継者の確保を図ります。

伝統工芸は、高齢化による後継者難や経営の悪化による担い手不足が問題となっており、後継者の育成が急がれています。弘前市指定無形文化財津軽塗については、保持団体である津軽塗技術保存会が後継者育成を進めており、また、産業技術としては、業界が主体となって研修を行い、広く技術の伝承を図ろうとしています。多くの伝統工芸は徒弟的な伝承形態を保持しており、底辺の拡大にはつながっていません。伝統工芸は、記録保存とも絡めて、技術を多くの人々に触れてもらい、後継者育成へとつながる公開活動や研修会などの開催を、庁内や関係機関などと連携して、推進します。

② 文化財の修理(整備を含む。)に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備に当たっては、法令等に基づいた手続きを行うとともに、適宜関係機関と連携を図りながら実施します。

・津軽氏城跡弘前城跡（国指定史跡）

史跡津軽氏城跡弘前城跡は、弘前市の中心に位置する都市公園でもあり、弘前さくら祭りの期間中は毎年200万人を超える花見客で賑わいます。このうち、本丸と北の郭が有料区域となっており、北の郭では、発掘調査により確認された靱蔵の礎石跡や、子の櫓礎石跡表示などの整備をしています。また、北の郭休憩施設として武徳殿（明治44年(1911)建築）を活用しています。三の丸の北側に緑の相談所と公園管理施設が配置されており、そこから、南に向かってピクニック広場、弘前城植物園が続き、市民がピクニックや散策、植物観賞などをできる場所となっています。西側は、市民広場として整備されているほか、周辺にはテニスコート、市民会館、市立博物館があります。

史跡の指定区域が旧城域と重なっていることから、史跡の現状保存のための保存管理に重点を置き、その都度個々に事業を検討・実施して現在まで保存・活用を行ってきました。具体的には、濠、土塁、園路の整備、橋の架け替え等の修理、天守、櫓、門といった重要文化財の保存修理などです。平成21年度から、西濠の護岸整備、北の郭と西濠をつなぐ石段の整備、老朽化の著しい賀田橋、杉の大橋の整備を行います。

近年、整備については積極的な活用が求められてきており、市民にとって、より弘前の歴史に親しみやすい整備がなされることが必要です。現在、保存・活用及び整備上の課題を整理し、かつ歴史的真正性を持った整備を行うため、有識者等から成る史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会を組織しています。史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会では、『史跡津軽氏城跡保存管理計画』を踏まえ、全体的な弘前城跡の整備計画を策定します。整備計画は、弘前城築城400年となる平成23年の策定を目指していますが、整備計画には以下の内容を盛り込みます。

1. 整備活用の基本理念
2. 整備活用の基本方針
3. 各郭の整備方針
4. 城跡の活用方策
5. 事業計画について

また、今後必要な整備の計画されているのは、下記のとおりです。

【計画されている整備内容】

- ・ 各郭ごとの歴史的真正性に則った特徴ある整備を図ります。
- ・ 重要文化財（建造物）は、防災設備の更新と破損箇所修復の計画を策定します。
- ・ 市民、見学者や観光者の利便性向上を図るための便益施設及び通路などの整備を進めます。
- ・ 水質等、濠の環境を維持・保全するための整備を検討します。
- ・ 石垣修理工事を進めます。

整備の具体的な実施に当たっては、文化庁指導のもとで青森県教育委員会の助言・協力を得て、文化財保護法による現状変更の手続きをとりながら進めていきます。

保存修理に係わることは、遺構に影響のない計画により実施するものとし、施設整備等については、計画施設ごとに基本計画を策定して、現状変更許可を受けた後に具体的な施工について手続きをとりながら実施していくこととしますが、必要によっては、発掘調査により遺構の保存を図りながら整備を進めます。

なお、基本となる『史跡津軽氏城跡保存管理計画』の弘前城跡に関わる基本理念は下記のとおりです。

- ・ 史跡保存の原則に立ち、以降の積極的な保護・保存に努めるとともに、親しめる史跡としての活用を図ります。
- ・ 弘前城跡長勝寺構・新寺構の寺院街及びその周辺の住宅地は、全体として史跡指定地としての景観を保全しながらも、地域住民の生活との調和を目指します。



修理工事が行われる本丸東側石垣

- ・ 弘前城跡新寺構、弘前城跡長勝寺構

長勝寺構は崖地を保護しながら、核となる長勝寺境内の整備を図り、寺院街は継続して景観整備に努めます。

新寺構は、復原を基本とした整備を進めるとともに、土居の保護と景観整備に努めます。

長勝寺構、新寺構の整備については、古文書や絵図などの史料と発掘による調査により復元時期を検討しながら、整備計画を図ります。



新寺構の土居

平成 23 年度から土居に史跡紹介設備を設置するほか、歩道を設置して、歩行

者の安全を図るなどの整備を実施して活用を図ります。

・弘前市仲町伝統的建造物群保存地区

藩政時代の武家住宅としてのまち並み及び景観の維持保存を原則としながら、整備を進めます。

一般の民家には、地区の景観に合わせた修景等の費用を補助するなどして保存に努めていますが、今後も継続して保存整備を図ります。

保存地区の保存計画について見直しを図っており、より保存地区を紹介するための旧武家住宅の復原工事を実施するほか、地区住民に対して、修景の見本となる意匠の建物等を設置します。地区内で、現存する武家住宅の中で一番古いとされる旧笹森家住宅を解体して部材を弘前市が保管しており、この旧武家住宅の移築復原を平成21年度から実施します。

平成21年度で、解体保管されている部材を調査して復原図面等を作成する業務を委託し、平成22～23年度で復原工事、環境整備工事を実施します。



公開武家住宅(旧岩田家住宅)

・長勝寺庫裏（国指定重要文化財）

平成9年度～同11年度の長勝寺三門(国指定重要文化財)、平成12年度～同14年度津軽家霊屋5棟(国指定重要文化財)、平成15年度～平成20年度長勝寺本堂・御影堂(国指定重要文化財)まで、宗教法人長勝寺所有の重要文化財建造物の保存修



保存修理が行われている長勝寺庫裏

理は、長期間に及び実施されてきました。

平成 21 年度からは、長勝寺庫裏の半解体修理に着手しており、平成 23 年度の完成を予定しています。

平成 21 年度は解体、仮設工事などですが、解体中に詳細な調査を行い、当初の形式・技法・後世の修理内容を明らかにし、歴史的な真正性が確保された段階で、適切な時期に復原整備します。

- ・東照宮本殿（国指定重要文化財）

平成 24 年度に弘前市の所有となった東照宮本殿は、弘前市の歴史を伝える重要な文化財です。華麗な装飾を特徴とする他の東照宮建築とは趣を異にし、素木造で彫刻、彩色、金具等の装飾を用いていないことに特徴があることから、これを積極的に公開し、研究の発展や地域振興、観光振興等に役立てていくことを目指します。平成 25 年度には、こけら葺屋根の葺き替えを実施し、また、ワークショップを開催して今後の整備と活用に係る市民の提案を受けました。平成 26 年度には保存活用計画の策定や防災設備の整備等に着手する計画です。

- ・旧第八師団長官舎（国登録有形文化財）

旧第八師団長官舎は、大正 6 年（1917）の建築後、弘前市に設置された第八師団の師団長官舎として使用されてきました。太平洋戦争後、進駐部隊司令官宿舎として使用され、昭和 26 年に弘前市に払い下げられました。昭和 33 年の市役所の新築に伴い、3 分の 2 を解体し、残りを現在地へ曳き家しています。築後 90 年以上を経過し老朽化が目立つことなどから、保存修理を行い、併せて耐震補強も行います。

- ・旧藤田家別邸（国登録有形文化財）

弘前市出身で日本商工会議所会頭を務めた実業家・藤田謙一の邸宅で、弘前城跡に面していることを強く意識した風格ある門構えや、対照的に大正ロマンを感じさせる洋館等が変化に富む景観を形成しています。大正 10 年建築の洋館については、雪解けを待つ積雪で破損した屋根瓦を維持管理の範囲で補修していますが、昭和 63 年度から実施した解体復元修理後、25 年以上が経過し、屋根の傷みが進んでいることから、既設材と同じ仕様の瓦による葺き替えを実施します。洋館と同時期に修理された倉庫（匠館（旧考古館））も、扉と建物本体との取り付け部分の老朽化が進んでおり補修が必要となっています。いずれも、弘前城下町地区の中心となる弘前城跡に近接して建つ歴史的な建造物であることから、保存修理を実施することで歴史的風致の維持と向上を目指します。

- ・旧弘前藩諸士住宅（旧笹森家住宅）（国指定重要文化財）

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区内に、現存する武家住宅の中で、最も古いとされる旧笹森家住宅の解体部材の移築復原を、平成21年度から実施します。

- ・旧紺屋町消防屯所（未指定）

旧紺屋町消防屯所は、昭和初期に建てられたと考えられる弘前市内の望楼付きの屯所では最古のものです。立地から、弘前城跡周辺の景観を構成する要素として、市民や観光客にも周知されてきました。しかし、近年、壁が崩落するなど老朽化による傷みが著しく、弘前城跡周辺の景観を整備するためにも保存修理及び耐震改修を行います。その際、調査を並行して行い、文化財としての価値付けが定まれば、指定して適切な保護を行います。

- ・弘前市役所本庁舎（本館：国登録有形文化財）

弘前における前川國男建築のひとつである弘前市役所本庁舎本館は、昭和33年竣工の歴史的な価値のある建造物で、老朽化が著しいことから改修及び耐震補強工事が必要となっています。工事に際しては、前川國男の建築であり、かつ弘前の歴史的風致の中心的な場所に位置している貴重な歴史的建造物としての調査を行い、改修方法を検討して価値を減じないようにします。その上で、価値が定まり次第、文化財指定を前提に適切な保護を行います。

また、昭和47年増築の新館についても、本館同様に老朽化による改修が必要となっていますが、階段室のレンガ塔などの特徴的な構造と、赤いレンガを基調とした本館とは異なる印象の外観など、前川國男の晩年の作風の広がりを示すものとして貴重な建造物です。今後、本館同様に調査及び改修方法の検討を行い、その上で、適切な保護を行います。

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域にある高照神社宝物殿に収蔵されている美術工芸品を中心とした、保存・活用施設、仮称「津軽歴史文化資料館」を建設します。高照神社宝物殿は、昭和32年の建造後50年を経過し、様々な点で文化財を保存・活用する施設としては不適當なものとなっています。弘前藩4代藩主津軽信政を祀り、刀剣や絵馬、絵図や古文書類等、藩政期の津軽地方を語る上で重要な文化財を所蔵しており、早期の整理と保存・活用のための施設の整備が求められています。

合併に伴う新市建設計画合併戦略プロジェクト事業に登載された事業であり、現在、建設を進めるための条件を整理しています。

指定文化財には、文化財の説明板を設置しています。

設置後年数の経過したものは、随時修理を行っていますが、積雪などの影響で、多くの説明板に傷みが見られます。これまでも、計画的に状況を調査し修理を進めてきましたが、今後も継続していきます。

国指定史跡の津軽氏城跡弘前城跡には、弘前城跡とその城下町を主題とした展示解説の機能を有する施設がないことから、弘前城跡に関する総合的な展示解説を行う利活用施設設置について検討します。

弘前城跡の構造や各曲輪の姿などについて、展示・紹介するとともに、弘前城内の施設やイベント、体験プログラム等の案内など、弘前城跡と関連する歴史遺産の利活用に関する総合的な情報提供や、ガイドや体験プログラムの受付その他の管理運営、弘前城跡のガイドを行うボランティアガイドや、体験プログラムを行うスタッフなどの活用に関わる人員の控所としての機能も考慮することを検討します。

トイレの併設を含めて、バリアフリー対応で利便性と機能性の高いものを検討していきます。

利活用施設の位置については、「史跡津軽氏城跡弘前城跡整備計画策定委員会」で、整備計画の項目の一つとして検討されています。

④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

i) 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全

神社仏閣を始めとして、指定されている文化財建造物は、地形的にも、歴史的な造作のまま残っているところが多く存在します。また、立木が前面や周辺に植栽されていたり、庭や緑地を遺しているところも多くあります。

それら緑を景観の重要な構成要素と位置付けて、現状を維持した整備を図る検討をします。そのためには、建物と敷地環境の保存を含めた方針を示すための保存計画又は保存・活用計画を、所有者と協議して作成していきます。

ii) 整備区域における整備

周辺建物は、指定文化財以外であっても、歴史的に重要なものは所有者に保存を依頼するとともに、景観の重要な構成要素となっているものは、保全建造物として修景等を図りながら、景観を損ねることがないように外観の維持に努めます。

iii) その他の整備

文化財周辺の中でも、弘前城跡と弘前市仲町伝統的建造物群保存地区との間は、文化財指定地区を繋ぐ重要な箇所であることから、景観法・都市計画法を活

用しながらも、さらに、区域にあった外観・用途などを考慮した整備に努めてもらうよう関係者に働きかけていきます。平成 21 年度から、弘前市仲町伝統的建造物群保存地区内で、電線類の地中化工事に着手し、景観の保全に取り組んでいます。

⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

i) 有形文化財(建造物)

【消防計画の作成】

指定文化財管理者に防火管理を実施するための「消防計画」策定とともに、防火管理上必要な業務の実施を指導します。

また、火災予防のために、重要文化財を始めとした指定文化財について火気厳禁等の標示の設置を指導していきます。

火気・可燃物の安全管理について、消防機関の指導を受けながら実施します。消火体制の整備、訓練等について、地域の協力や消防機関の指導を受けながら実施します。

文化庁・消防庁が位置付けている 1 月 26 日の文化財防火デーには、毎年市内 2 箇所の指定文化財建造物において防災訓練を行っていることから、この訓練を継続します。



文化財防火デー(最勝院五重塔)

【防災設備】

防災設備を充実させるとともに、保守管理の体制を整えます。

重要文化財（建造物）は、国庫補助事業により昭和 40 年代に自動火災警報設備を、昭和 50 年代から消火栓設備と避雷針設備を設置していますが、設置してから 30 年前後を経過していることから、配管やポンプの改修（更新）を実施しており、弘前城を除き平成 24 年までに行う予定です。

平成 21 年度は、革秀寺本堂と熊野奥照神社本殿、平成 22 年度は弘前八幡宮本殿・唐門の消火栓設備の改修を行い、平成 23 年度以降は、長勝寺の重要文化財全般について見直しを行うとともに、誓願寺山門、石場家住宅、弘前学院外人宣教師館の消火栓設備の改修を実施していきます。

弘前城跡は、石垣修理事業に伴い移設する天守の保存修理後に消防設備の改修

を図ります。

県・市指定建造物は、自動火災報知設備を設置し、保守点検を定期的に行っていることから、今後も継続して実施していきます。

【保守管理計画】

消防法により定められた定期点検を実施し、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施します。

毎年、11月1日～7日の1週間は文化財火災予防週間と位置づけられていることから、市内の文化財指定物件の消防設備と消防体制について、関係機関の協力のもと点検していますが、今後も継続していきます。

重要文化財の防災設備保守点検は、国の補助制度である指定文化財維持管理事業により、今後も継続して実施していきます。

積雪による屋根の損傷や霜による基礎の傷みを防ぐため、雪下ろしや通路の確保、また、冬期間の放水銃凍結対策など、今後も継続して実施していきます。

県・市指定文化財は、付近への火気厳禁等の標示の設置を検討するとともに、重点区域には公開の建造物が多いことから、消防機関とも連携を図り、早期消火を図るための自動火災報知設備の設置や防災訓練などの実施を指導していきます。

防災体制としては、自動火災報知設備が消防署へ通報できる場所が多く、そのほかにも、個々の所有者は、消防機関の指導を受けながら「消防計画」を作成して、役割分担しながら初期通報や消火活動の訓練をしています。

市は、地区ごとの防火体制の整備など個々の所有者の防災体制の支援を図ります。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、補強を施していますが、今後も、機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討します。

神社本殿は構造上から耐震性に優れていますが、寺院本堂や洋風建築などは構造上現在の基準に及ばないものが多く、現状で補強が可能かなども含めて検討していきます。

【防犯設備】

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討して、必要に応じて防犯計画を策定します。

設備の設置としては、防犯カメラ・防犯センサーの取り付けについて所有者等と協議しながら、充実させていきます。

ii) 有形文化財(美術工芸品)

建造物と同様に防災対策を講じるよう指導します。火災報知設備の充実を図り、防災に努めます。

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討します。必要に応じて所有者等と協議しながら、防犯計画を策定します。特に盗難による消失を防ぐために、施錠を施したり警報装置を取り付ける方向で所有者と協議していきます。

iii) 記念物

史跡指定地は、都市計画法の用途地域に併せた防災計画等により防災施設の整備を図ります。史跡弘前城跡は、管理担当である部署が独自の消防計画を作成し、文化財指定建造物と併せて防災に取り組んでいます。弘前城跡の消防設備は、石垣修理事業実施のために移設する天守の保存修理完了とともに消防設備の改修を図り、市民や観光客の安全性の向上を図ります。

iv) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物が集中している西地区、東端の地区及び仲町緑地は、100トンの貯水槽を設置して火災に対応し、伝統的建造物には、火災報知設備も設置しています。

移築復元を計画している旧笹森家住宅の防災のために、新たに消火設備として貯水槽と放水銃設備を平成23年度に設置します。

防火対策のほかに、防犯対策、耐震対策などを検討していきます。

震災から守るために、耐震補強を検討していきます。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、建物の歴史的真正性に配慮して補強を施していますが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討します。

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討し、必要に応じて所有者等と協議しながら、防犯計画を策定します。

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財パンフレット刊行や広報活動等により、市民への文化財保護意識の高揚に努めます。

指定文化財は、前述の『弘前の文化財』や市のホームページ等で紹介します。

市街図や市域図などを利用して文化財マップを作成し、文化的な施設も併せて紹介します。

i) 有形文化財(建造物)

神社本殿など通常一般の目に触れることがない建物や、住居・業務など特定の人が日常的に利用する建物など、屋内の公開が困難な場合は市のホームページなどで建物の紹介を行います。

現在、市が所有する文化財建造物は、城門・櫓を除いて一般公開しており、喫茶店や展示施設としても活用されています。

民間所有についても、寺院本堂と教会堂も利用目的は限られていますが、市民の目に触れやすく、内部を見学できるものが多く存在しています。

近年、近代化遺産など大正、昭和初期の建築物で特徴あるものについて保存が注目され、公開件数も増加しており、文化財保護意識の普及啓発に大きく役立っています。

今後も、近代建築等の公開活用の幅が広がるように検討するとともに、神社仏閣の公開の可能性を探り、少しでも公開を増やしていくように指導していきます。



木村産業研究所(登録有形文化財)

また、これまでは、建物単体で保存することを目的に保存、整備を図ってきましたが、今後は周辺と関連した整備も考慮し、点在する文化財を繋げて見学できるコースも想定した整備を図ります。

保存修理事業を実施する建造物等は、施工中の一般公開や屋根葺き、土壁塗り、木材の削り方など職人による伝統技法の実演などの公開を推進します。

平成 21 年度から重要文化財長勝寺庫裏について半解体修理を実施していることから、現場公開を計画していきます。

ii) 有形文化財(美術工芸品)

美術工芸品は、保存状態を確認しながら、所有者による展示・展示施設での展示を促進します。

iii) 民俗文化財・無形文化財

民俗芸能の周知のため、公開活動を支援します。

民間信仰、民俗芸能及び伝統工芸の技術・技法等を後世の人たちに伝えるため、後継者等と協力して DVD 等への記録保存に努めます。

祭礼行事である「弘前のねふた」は、近年、ねふたの形態や運行、囃子の乱れ

が問題になりました。保持団体である弘前ねふた保存会は、学識経験者やねふた絵師などからなる「弘前ねふた保存基準策定委員会」を組織して検討し、「弘前ねふた保存基準」を平成20年に策定しました。後継者や参加者の減少という問題とは無縁のねふたまつりですが、登山囃子の要素を取り入れたり、よさこいソーランなど、伝統的ではない舞踏の影響を受けた衣装や、パフォーマンスが現れたことなどが大きな危機感となって、「弘前ねふた保存基準」策定にいたしました。今後も伝統的な運行の形態などを保持して、より民俗文化財としての魅力を維持していくことを推進します。

iv) 記念物

市民や観光客への保護意識普及啓発のために、約50haの面積のある史跡弘前城跡の二の丸の一角にガイダンス施設を設置して、弘前城跡の歴史や形状に関する解説などを盛り込んだ説明、展示を検討します。

⑦ 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は448箇所となっていますが、そのうち、平成20年度までの詳細分布調査未実施区域となっている岩木地区及び相馬地区について、平成21年度より10年計画で調査を実施し、各種開発計画への早期な対応と埋蔵文化財の保護を図ります。

遺跡の取扱いは、青森県埋蔵文化財包蔵地台帳（遺跡台帳）及び市が作成する弘前市遺跡地図（遺跡地図）からなる基礎資料を基に、次のとおり対応します。

- ・ 開発計画区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を確認します。

大規模開発計画（2ha以上）の場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無にかかわらず分布調査等を実施し、再度確認します。周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合は計画の見直し等の協議を実施します。

- ・ 遺跡内での開発計画実施の場合は、事前の試掘調査について協議の上実施し、本発掘調査の必要性の有無を確認します。

試掘調査は原則的に文化財保護側の負担とします。

- ・ 開発事業者による文化財保護法の規定による届出・通知書を依頼します。

市から県教委へ進達の際は、試掘調査の結果を添付し、意見を添えます。

- ・ 本発掘調査実施の場合は、開発事業者と本発掘調査費用及び時期などについて

協議の上、本発掘調査を実施します。

県教委の指示・勧告に基づき、必要に応じて、本発掘調査費用は開発事業者負担としますが、開発事業者が個人や零細事業者などである場合は、国庫補助事業による公的費用負担となる場合もあります。

- ・近世の遺跡は、文献資料及び試掘・確認調査等の現地調査を実施した上で、その取り扱いについて検討します。

⑧ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重要文化財所有者連絡協議会など、文化財を所有する各種団体については、活動への助成、情報提供、研修等を通じて支援していきます。

具体的には、下記の活動が行われています。

- ・重要文化財所有者連絡協議会の研修視察
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会の研修視察
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会のまち並み保全のための講習会
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会のまち並み保全のための美化活動
- ・民俗芸能保存団体に対して、適正な文化財保存管理のための用具修理の支援
- ・民俗芸能保存団体に対して、後継者育成・公開活動に対する支援
- ・民俗芸能保存団体の組織化への助言・指導

上記のうち、民俗芸能保存団体については、これまでも述べてきているように、高齢化や後継者不足、財政基盤の弱さなど、活動の幅も狭くなってきています。その中で、弘前市民俗芸能保存連合会は、年一回の弘前市民俗芸能発表会を開催し、加盟保存団体以外にも参加させるなど、地域に伝わってきた伝統芸能を広く周知する活動を行っています。

これまでも運営費の補助という形で保存団体の活動を支援してきましたが、公開活動に対しても会場費などについての支援を行い、より一層の公開活動の進展を目指していきます。